

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（案）に関するご意見募集について（パブリックコメント）
（平成 29 年 5 月 2 日から平成 29 年 5 月 31 日まで実施）

○意見数 8 件

○主な意見

○ 法第 25 条の規定により、事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上必要な措置を講ずるに当たっての事項について

- ・ 事業計画に不都合であることを理由に、早期復職を求めることを促進することになるので、反対。事業主が早期復職前提で業務計画をすれば、労働者は不本意でも従わざるをえない。
- ・ 結論としてはよいが、どういう経緯があって、審議会にてどのような議論がありこのような改正に至ったのかが、議事録が公表されていないため、不明。まずは、議事録の早期の公表をしていただきたい。

○その他

- ・ 一定期間は育児休業だけでなく、単身赴任や通勤困難となる人事異動についても企業に配慮を求める規定が必要。